

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)、同政令第13条の規定により定めた千葉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年千葉県規則第100号。以下「特例規則」という。)、千葉県財務規則(昭和39年千葉県規則第13号の2)、本件調達に係る入札公告(入札公示、指名通知)(以下「入札公告等」という。)のほか、県が発注する調達(物品の購入又は製造、印刷の請負(建設工事に係る製造の請負、工用材料の買入れに係る契約を除く。))契約に関し、一般競争入札(指名競争入札)に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

品名 江戸川左岸流域下水道江戸川第二終末処理場で使用する電力
数量 56,377,200キロワット時
入札公告及び仕様書のとおりとする。

2 入札参加者に必要な事項

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書提出時において千葉県における物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。
なお、千葉県における物品等入札参加資格を有しない者は、当該資格に関する審査を受け、資格を有すると認められることによって、千葉県における入札参加資格を得ることができる。
- (2) 指名競争入札の場合にあっては、開札の日時において特例規則第6条第3項に定める通知がされていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の11で準用する同令第167条の4第2項に該当しない者であること。
- (5) 千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準により指名停止処分を受けていない者であること。
- (6) 本件調達の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (7) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (8) 入札公告等において日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の物品を納入できることを証明した者であること。
- (9) 入札公告等において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの物品を納入できることを証明した者であること。
- (10) 入札公告等において研究開発の体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
- (11) 入札公告等においてアフターサービス(・メンテナンス)の体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
- (12) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であ

ること。

(13) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

(14) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。

3 入札参加資格確認申請

(1) 入札に参加を希望する者は、入札公告等における入札に参加する者に必要な資格に関して、千葉県における物品・委託等に係る一般競争入札の実施要領第7条に規定されている一般競争入札参加資格確認申請書(別記第2号様式)を入札公告に記載された期日までに電子入札システムにより提出しなければならない。

また、紙入札により参加を希望する者は、上記書類と併せて紙入札方式参加届出書を入札公告に記載された期日において、持参又は送付(郵便(書留郵便に限る。))若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(送達確認ができるものに限る。以下「信書便」という。))により提出しなければならない。

なお、この資格確認申請書により入札参加資格が確認されないものは、入札に参加することができない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、開札日の前日までの間において、千葉県江戸川下水道事務所長から提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

4 入札及び開札

(1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書及び契約書(案)を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員の説明を求めることができる。

ただし、入札後は仕様書等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、電子入札システム(紙入札方式参加届出書を提出した者にあつては紙入札)により、入札書の受領期限までに入札書及び内訳書(別紙「年間電気料金の内訳書(計算書)」)を提出しなければならない。

なお、紙入札を行う場合別記第1号様式の1により入札書を作成し、入札書の受領期限までに直接に又は郵便(書留郵便に限る。))若しくは信書便により入札書の提出場所に提出しなければならない。加入電話、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 電子入札システムを利用した入札により入札書を提出する場合は、あらかじめ、電子入札に必要となるICカード(電子証明書)の利用者登録を千葉県電子入札システムより行っていなければならない。

(4) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額(年間電気料金並びに基本料金単価及び電力量単価をいう。以下同じ。)は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(5) 入札書の提出場所及び受領期限は、入札公告のとおりとする。

なお、電子入札により入札参加する場合の提出場所は、この限りではない。

(6) 電子入札による入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を入力した入札書を提出しなければならない。

ア 入札金額(年間電気料金入札金額)

イ 内訳書添付

ウ 連絡先(商号、氏名、住所、電話番号、eメールアドレス)

(7) 紙入札による入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア 調達物品名

イ 入札金額（年間電気料金入札金額）

ウ 内訳書添付

エ くじ番号（電子入札システムにて電子くじを実施する場合に利用する任意の3桁の数字を記入する。）

オ 入札参加者本人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合はその商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印（使用印鑑届により届出のものであって、外国人の署名にあっても同様とする。以下同じ。）

カ 代理人（年間代理人及び復代理人を除く。）が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

キ 年間代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人であることの表示並びに当該年間代理人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び年間代理人の職名と氏名）及び押印

ク 復代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び年間代理人の職名と氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名及び押印

(8) 入札書に記載する入札金額は、「内訳書」の「基本料金単価⑥及び⑩」及び「電力量単価」について、取引に係る消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等額」という。）を含まない単価で記載する場合（以下「外税方式」という。）は、入札書に添付する「内訳書」の③に記載した額とし、消費税等額を含む単価で記載する場合（以下「内税方式」という。）は、入札書に添付する「内訳書」の④に記載した額とする。

(9) 内訳書の記載方法等は次のとおりとする。

ア 使用する数字は、アラビア数字（算用数字）とする。

イ 内訳書の算定方式を外税方式又は内税方式から選択すること。

ウ 「常時電力基本料金単価⑥」は、1キロワットあたりの力率割引又は割増適用前の単価（外税方式は消費税等額抜き単価、内税方式は消費税等額込み単価）を記載すること。

また、「予備電力基本料金単価⑩」は、1キロワットあたりの単価（外税方式は消費税等額抜き単価、内税方式は消費税等額込み単価）を記載すること。

エ 基本料金は、契約電力、基本料金単価及び力率修正を用いて1か月当たりの基本料金を見積もり「常時電力基本料金⑧」及び「予備電力基本料金⑩」に記載し、また当該金額を1.2倍した合計金額を「1年当たりの基本料金計①」欄に記載すること。

オ 電力量単価は、燃料費の変動に伴う発電費用の変動（燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金）を含まない、1キロワット時の単価（外税方式は消費税等額抜き単価、内税方式は消費税等額込み単価）とし、「電力量単価」欄に記載すること。

カ 電力量料金は、予定電力量及び電力量単価（外税方式は消費税等額抜き単価、内税方式は消費税等額込み単価）を用いて、月ごとの電力量料金を見積もり「電力量料金」欄に記載し、1.2か月分の合計を「1年当たりの電力量料金計②」欄に記載すること。

キ 「年間電気料金計③」欄には、1年あたりの「基本料金計①」及び「電力量料金計②」の金額を合算した金額を記載すること。

なお、年間電気料金計③に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

ク 「年間電気料金計④」欄は、入札書及び内訳書の算定方式を「内税方式」とする場合のみ記入し、「年間電気料金計③」の108分の100に相当する金額を記載すること。

なお、年間電気料金計④に1円未満の端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。

- (10) 紙入札による入札書及び内訳書は、直接提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「何月何日開札〔調達物品名〕の入札書在中」と朱書し、郵便又は信書便により提出する場合は二重封筒とし、入札書及び内訳書の中封筒に入れて封印の上当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札〔特定調達物品名〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (11) 紙入札による入札参加者又はその代理人は、入札書及び内訳書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書及び内訳書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、入札書と同時に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。また、代理人による場合にあっては別記第2号様式による委任状も同時に提出しなければならない。ただし、年間代理人にあっては年間委任状の写し、復代理人にあっては年間委任状の写しと別記第2号様式による委任状を提出することをもって足りる。
- (14) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の行動をなす場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸費用を含め入札金額を見積もるものとする。
- (16) 入札参加者又はその代理人は、請負代金又は物品代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無、支払回数等の契約条件を契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (17) 入札公告等において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合において、入札参加者又はその代理人が同等のものを供給することとして申し出たときは、入札参加者又はその代理人から提出された資料に基づき、開札日の前日までに同等物品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。
- (18) 入札公告等により、物品等入札参加資格審査申請書を提出した者が、開札時に入札に参加する者に必要な資格を有すると認められていること（指名されていること）を条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき（指名されなかったとき）は、当該入札書は落札決定の対象とはしない。
- (19) 開札の日時及び開札の場所は、別添入札公告の写しのおりとする。
- (20) 開札は、紙入札による入札参加者については、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。入札参加者は、初度入札と違う代理人を出席させるときは、別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。ただし、年間代理人にあっては年間委任状の写し、復代理人にあっては年間委任状の写しと別記第2号様式による委任状を提出することをもって足りる。

なお、電子入札による入札参加者については、出席を要しない。
- (21) 電子入札による入札参加者を除き、入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札執行事務に係りのない職員を立ち合わせてこれを行う。

- (22) 開札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員及び(20)の立会職員以外の者は入場することができない。
- (23) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (24) 入札参加者又はその代理人は、特にやむをえない事情があると認められる場合のほか開札場を退場することはできない。
- (25) 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (26) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (27) 開札の結果、入札参加者全員が予定価格に達しない場合の再度入札は、次のとおりとする。なお、再度入札において入札書を提出する場合であって、入札の権限者（入札参加者又はその代理人）が初度入札と違う場合には、(13)に基づき誓約書を提出しなければならない。
- ア 再度入札は、原則として1回とする。
 - イ 初度入札が無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。
 - ウ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加できないものとする。
 - エ 電子入札による入札参加者が1者でもいる場合においては、別に定める日時において入札をする。
 - オ 入札参加者全員が紙入札である場合においては、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち合っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。

5 入札保証金

千葉県財務規則第107条の規定による。同条同項第1号及び第2号の規定に該当する場合は免除とする。

6 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 一般競争入札の場合において、公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争入札の場合において指名されていない者の提出した入札書
- (3) 調達物品名又は入札金額（予備電力の契約が予定されていない場合の予備電力基本料金単価を除く。）のない入札書
- (4) 入札参加者本人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 復代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び年間代理人の職名と氏名）、復代理人であることの表示並びに当該復代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、年間代理人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び年間代理人の職名と氏名）又は復代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正

当な代理であることが復代理委任状その他で確認されたものを除く。)

- (7) 調達物品名に重大な誤りのある入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (13) 明らかに連合であると認められる入札書
- (14) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者のした入札書
- (15) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札書（免除の場合を除く。）
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者及び落札価格等の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを契約の予定相手方とする。
- (2) 電力の購入に係る入札において、有効な入札を行った者のうち予定価格以下で最低価格をもって入札したものを落札予定者とし、入札書の「年間電気料金」欄に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札予定価格とする。

また、電力の購入の契約に当たっては、外税事業者は入札書に記載された単位当たり価格に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額の端数処理を行わないものとする。）を、内税事業者は入札書に記載された単位当たり価格をもって契約価格とする。

- (3) 車両の購入及び物品（車両も含む。）の交換による購入に係る入札において、入札を行った者のうち予定価格以下で最低価格をもって入札したものを落札予定者とし、入札書に記載された金額を落札予定価格とする。
- (4) 落札予定者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に電子入札システムによる電子くじを実施して落札予定者を決定するものとする。

なお、電子入札システムによる参加が1人も無い場合にあつては、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札をした者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札予定者を決定するものとする。

- (5) 製造若しくは印刷の請負契約について、契約の予定相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、その者を落札予定者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをしたものを当該契約の予定相手方とすることがある。
- (6) 落札予定者を決定したときは、落札予定者とされなかった入札参加者から請求があつたときは、速やかに、落札予定者を決定したこと、落札予定者の氏名及び住所、落札予定金額並びに当該請求を行った入札参加者が落札予定者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、

無効とされた理由)を、当該請求を行った入札参加者に通知するものとする。ただし、開札に立ち会った入札者には、開札の場所において、口頭で通知することでこれにかえる。

(7) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約保証金

千葉県財務規則第99条の規定によるものとする。同条第2号の規定に該当する場合は免除とする。

9 契約書の作成

(1) 契約の相手方を決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取りかわしをするものとする。

(2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに千葉県江戸川下水道事務所長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

(3) (2)の場合において千葉県江戸川下水道事務所長が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

(4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 千葉県江戸川下水道事務所長が契約の相手方とともに記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

10 契約条項

契約書（案）のとおり。

11 契約の確定

本件調達に係る契約は、平成31年度歳入歳出予算が平成31年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、平成31年4月1日に確定させる。

すなわち落札決定は4月1日となるので、有効な入札を行った者のうち予定価格以下で最低価格をもって入札したものは、開札から3月31日までの間は落札予定者であり、4月1日に落札者となる。

12 入札者に求められる義務

(1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、開札日の前日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた調達物品に係る技術仕様、適合性の説明並びに必要な設計図・図案及び解説資料について、開札日の前日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

(3) 一般競争入札に参加する資格があると確認された者が、次の各号に該当すると認められた場合は、3年以内の期間を定めて、入札に参加させないこととする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。(落札決定後に、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を理由に落札者が契約を締結しないことは、正当な理由なく契約を履行しなかったものとみなす。)

カ アからオまでの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

1.3 その他

質疑がある場合は、平成31年1月18日午後5時までに別紙「江戸川左岸流域下水道江戸川第二終末処理場で使用する電力に対する質問事項」により下記1.6 入札・契約に関する事務を担当する部局の名称・所在地までファクシミリで行うこと。

質問に対する回答は、平成31年1月25日までに、ちば電子調達システムの入札情報サービスに掲載されているこの入札に関するページの「説明文書等」に掲載する。

1.4 その他必要な要件

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、別添入札公告の写しのとおりとする。

1.5 物品等入札参加業者適格者名簿登載に関する問合せ先

(郵便番号) 260-8667
(所在地) 千葉市中央区市場町1番1号
(機関名) 千葉県総務部管財課調達指導班
(電話番号) 043-223-2096

1.6 入札・契約に関する事務を担当する部局の名称・所在地

(郵便番号) 272-0137
(所在地) 市川市福栄四丁目3番2号
(機関名) 千葉県江戸川下水道事務所総務用地課
(電話番号) 047-397-6330
(FAX番号) 047-397-6321

別紙

「江戸川左岸流域下水道江戸川第二終末処理場で使用する電力に対する質問事項」

質問者様連絡先

会社名		住所	
部署名		担当	
電話番号		F A X	

(質問事項)

- ①
- ②
- ③

(以下番号をつけてください)